

会 議 室 使 用 許 可 申 請 書

令和 5 年 9 月 1 日

(あて先)

申請者 住所...松山市一番町三丁目 20 番地.....

氏名...株式会社サカクモ 松山太郎 (担当: 田中).....

電話番号...089-915-2600.....

次のとおり使用したいので申請します。なお、使用に際しては、松山市坂の上の雲ミュージアム条例及び同条例施行規則の定めるところを固く守ります。

(注) ※欄は、記入しないでください。

| | | | |
|--|--------|-------------------------|--------------------------|
| 使用日時 (連続使用は1週間まで) | | 令和5年9月28日(木曜日) 13時00分から | |
| | | 令和5年9月28日(木曜日) 16時00分まで | |
| 使用目的 | 行事等の名称 | 愛媛地区支店情報交換会 | |
| | 行事等の内容 | 同上 | |
| 使用予定人員 | | 20名 | 販売・収益行為(する・ <u>しない</u>) |
| 備考 器具の使用(<u>ある</u> ・ない) (「ある」の場合は別紙「器具使用申請書」に記入) | | | |
| 特別の設備等 (設置場所及び内容) | | | |

マイク、モニター等

※上記のとおり使用を許可してよろしいか。

| | | | |
|--|-----|-----|-------|
| | ※受付 | 第 号 | 年 月 日 |
| | ※許可 | 第 号 | 年 月 日 |

注意事項

- 1 特別の設備等を設置する場合は、設計書、仕様書その他必要な書類を添付すること。
- 2 会議室使用料及び器具使用料は、使用前までに納付すること。
- 3 所定の場所以外に出入りしないこと。
- 4 職員の指示に従うこと。
- 5 許可された使用の目的を変更しないこと。
- 6 管理上支障があると認めるときは、許可を取消すことがあること。
- 7 利用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 8 建物等を損傷し、又は滅失した者は、原状に回復し、その損害を賠償すること。
- 9 使用許可の取消し等により利用者が被った被害については、市は、賠償の責を負わないこと。